

# 事務所ニュース [No.243]



## 新年あけましておめでとうございます

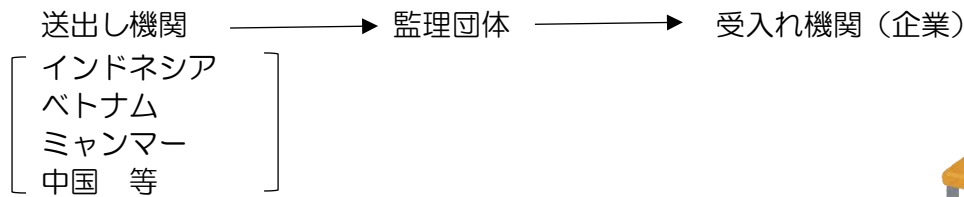
皆様には、健やかな希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。今年  
は子年十二支の始まりです。新しい生命が種子の中に根差し始める時期で「繁  
栄」を表します。皆様にとって素晴らしい繁栄の年になることを祈念致します。



### I. 登録支援機関の認可を受けました

当事務所は 2019 年 12 月出入国在留管理庁より外国人の日本における労働に関する  
在留資格手続等の認可を受け登録しました。

◎技能実習生の場合



◎特定技能（一般労働者）の場合



外国人労働者を必要とされる介護、農業、建設業、ホテル業等 14 業種の外国人労働  
者の受け入れ手続きは登録支援機関を経由して雇用されれば安心です！

### II. 申請取次の登録もしました

#### — 出入国在留管理庁 —

外国人が日本で学び又は働く場合、出入国在留管理庁の在留資格（ビザ）の申請が必要  
です。申請取次のできる当事務所は学生や中長期滞在者、定住者、永住者等 日本で生  
活や活動をする場合、本人に代わって在留資格の手続きをします。



有給休暇の取得は進んでいますか？

— 働き方改革関連法 —

2019 年 4 月から年休 5 日間の労働者に対する付与義務が義務付けられました。2020  
年 3 月まではあとわずかです。取得は進んでいますか？  
1 人あたり 30 万円の罰則規定があります。

社会保険労務士法人オフィス COA ・ 中小企業労働保険協会  
 TEL 0985-25-1200    FAX 0985-25-2378  
 E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp    \*    HP : //www.office-coa.net